

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：43202

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01580

研究課題名(和文) 19世紀前半イギリス非主流派経済学説における自然法思想

研究課題名(英文) Natural law thought in political economy in early nineteenth century Britain

研究代表者

井坂 友紀 (ISAKA, Tomonori)

富山短期大学・経営情報学科・准教授

研究者番号：60583870

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、19世紀前半の、とりわけアイルランドを研究課題とした経済思想家の言説において、自然法思想の影響が強くみられたという事実を明らかにした。本研究の主要な検討対象は、スクロウプ(George Poulett Scrope, 1797-1876)とバット(Isaac Butt, 1813-1879)である。両者は共に権利論をベースにアイルランドの貧困問題の解決策を論じ続けた。ここでは富者の財産権と貧者の生存権との対立が資本の生産力による富の増大によって緩和されることはなく、「市場の言葉」は説得力を持たなかったがゆえに、彼らは「権利の言葉」を用いざるをえなかったのである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究結果の学術的意義は、自然権を中心とする自然法思想が、経済学の成立以降も、広く影響力を持ち続けた可能性を示した点にある。これまで経済学と自然法思想の関係については、主として後者を槓桿とした前者の成立という文脈において検討がなされてきた。そして経済学の成立以降は、自然法思想の担い手は、「ゴドウィンの無政府主義」(内田義彦)や「小市民急進主義」(水田洋)へと変わっていくとされた。本研究で検討したスクロウプとバットは共に自然権論を積極的に展開してきたが、彼らは「無政府主義」とは程遠い保守的な側面を有していた。19世紀の経済思想においても「権利の言葉」は想定されてきた以上に広く生き続けた。

研究成果の概要(英文)：This research revealed that natural rights thought had a significant influence on the economic discourses of the early nineteenth-century unorthodox political economists, particularly those who addressed the issue of Irish poverty. The focus was primarily on two political economists: George Poulett Scrope (1797-1876) and Isaac Butt (1813-1879). On the basis of natural rights theory, they discussed the causes and remedies for the Irish land problem and resulting poverty on multiple occasions. In Ireland, the conflict between the property rights of the rich and the subsistence rights of the poor could not be mitigated by a rise in wealth generated by the productive power of capital. Because “a language of markets” was not entirely convincing in this instance, they could not help using “a language of rights.”

研究分野：経済学史

キーワード：権利論 George Poulett Scrope Isaac Butt

1. 研究開始当初の背景

周知の通り、本研究がテーマとする経済学と自然法思想の関係については、主として後者を槓桿とした前者の成立という文脈において検討がなされてきた。例えば水田洋氏は「経験的自然法は、この科学[スミスの経済学]の成立によって自己の槓桿的役割を完了し、経験的自然法則の概念に席を譲るのである。リカード=ベンサム段階における自然法否定は、このことをあらわしている」と述べている(『近代人の形成』p. 131)。経済学の成立に決定的な役割を果たした自然法は、まさにその成立の結果として「否定」される。そして「資本主義経済が完全に自律的秩序を確立してしまうと、倫理が不要となったように、自然法も不要となる」(『アダム・スミス研究』p. 354) わけである。

しかしながら、自然法を「否定」し「不要」ならしめたのはあくまでも正統的な経済学であった。内田義彦氏によれば、経済学の成立以降は「自然法思想の階級的トゥレーガーの交替」が生じるのであり、自然権を中心とする自然法思想は「ゴドウィンの無政府主義の基礎づけたるの方向をたどる」(『増補 経済学の生誕』p. 162)。この点について水田氏は次のように補足する。「自然法と功利主義とが、それぞれそのにない手をかえ、変質していくのであって、それはまた、ブルジョア思想の主流が、自然法をすてて(それを小市民急進主義がうけつ)功利主義をひきつぎ...」(『社会主義思想史』p. 379。カッコは原文)。

問題は2つある。1つは、経済学の成立の槓桿としての自然法思想については水準の高い研究が盛んに行われてきたのとは対照的に、経済学の成立後に非主流派経済学が受け継いだ自然権論を中心とする自然法思想の検討は十分になされてこなかったこと。そしてより重要なのは、自然法思想の新たな担い手は「ゴドウィンの無政府主義」あるいは「小市民急進主義」だけではなかったということである。確かに、経済学の成立以降に自然法思想に基づく議論を積極的に展開した最も知られる経済学者はホジスキンをはじめとするいわゆる「リカード派社会主義」者であった。しかしながらその担い手の中には、「無政府主義」あるいは「急進主義」の枠を超える、少なくともある面では非常にブルジョワ的な経済学者もまた存在していた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、次の仮説を検証することである。すなわち、「経済学の成立以降も、自然法思想は様々な経済学説に対して既存研究が考えていた以上に大きな影響を及ぼしていたのではないか」ということである。たしかに、「経済学の生誕」、あるいは「近代社会観」の「成立」という大局的見地からは、スミス以降の自然法思想の不要化という見解はきわめて説得的であり、異論の余地はありうべくもない。しかしながら、内田氏や水田氏ら自身も指摘したように自然法思想は経済思想の歴史から姿を消すわけではないばかりか、少なくとも19世紀半ば頃までは、両氏の想定(「ゴドウィンの無政府主義」「小市民急進主義」)以上に、自然権を中心とする自然法思想は様々な経済学説の中に不可分の形で存在していた可能性がある。

そこで本研究では、19世紀前半の非主流派経済学説にみられる自然法思想の影響を明らかにし、経済学の成立と資本主義の確立に伴うその「不要」化という既存見解が経済思想史の実態に照らしてどこまで妥当であるかを再検討する。

3. 研究の方法

本研究では19世紀前半の非主流派経済思想の中でも特に次の2名の経済思想家に着目し、その著作を読み解くことを通じて上記仮説の検証を行う。

第1はスクロウプ(George Poulett Scrope, 1797-1876)である。スクロウプは節欲説によって資本家による利潤取得を正当化し、ホジスキンの労働全集権論を「有害」(The Right of Industry and the Banking System. *Quarterly Review* 47 (94), 412)であり「盲目」(*Principles of Political Economy*, 150)と名指して厳しく批判した。だがその一方で、スクロウプは主著『経済学原理』の本論の前に40ページ近くにわたる「予備的議論」を置き、自然権論を展開した(*Principles of Political Economy*, 1-39)。彼のライフ・ワークともいべきアイルランドの貧困問題の政策論議においてスクロウプがベースとしたものの1つは、明らかにこの自然権論であった。

第2はバット(Isaac Butt, 1813-1879)である。周知のようにバットはアイルランドの自治要求運動(Home Rule)の主導者として知られているが、彼は同時に経済学者の顔も持ち合わせていた。彼はダブリン大学トリニティ・カレッジ経済学講座の第2代教授として正統的経済学を教授する立場にあった一方、鋭い経済学批判—既存の学説とそれに基づく経済学者の処方箋に対する批判—を展開していた。そしてその批判の根底には自然法学をベースにした生存権的な権利に関する議論があり、それは教授時代から政治家時代に至るまで一貫していた。

4. 研究成果

本研究の主要な成果は次の2本の論稿にまとめられた。

第1は、Colonization and Ireland in G. P. Scrope's Political Economy (*History of Economic Thought* Vol. 63, No. 2, 2022)である。

スクロウプは、労働市場における供給過剰を緩和する補助的手段として植民一般に賛同していた。また彼は経済発展の要因としての政治的・社会的制度、とりわけ土地制度の重要性を強調するとともに、マルサス人口論を厳しく批判したが、植民地はこうした彼の議論の正しさを立証するものでもあった。

しかしながら当時植民について理論と実践の両面で主導的役割を果たしていた植民地改革者に対して、スクロウプは批判的であった。彼にとってはウェイクフィールドの「十分な価格」政策は謬見に基づいており、もしも実際に適用されるならば、まさにその政策目標そのものに対して危険なものであった。アイルランドの土地問題に対する彼らの処方箋もまた、スクロウプには受け入れられないものであった。スクロウプは小規模農地の統合・大規模化と、それによって追い出される小作人の移民に反対し、既存の小作人が自らの保有する土地の生産性を最大限発揮することを可能にすることこそが重要であると強調した。植民地における「十分な価格」政策とアイルランドにおける土地統合ならびに移民政策の両方に対する批判の根底にあったのは、小規模農業に対する高い評価であった。植民地改革者とは異なり、スクロウプは、小規模な自営農業が、大規模農場制度と同じくらい生産的であると考えた。

Oxford Dictionary of National Biography のように彼が「貧困と過剰人口の問題に対する最善の解決策として移民に賛同した」と述べるのはミスリーディングである (Rudwick, M. 2004. Scrope, George Poulett. In *Oxford Dictionary of National Biography*, vol. 49, 553)。確かに彼は人口論者 antipopulationists の主張に対抗する立場から植民に賛同し、ブリテンの人々の状況改善のための実際的な手段として移民を提唱した。しかしながらスクロウプは、植民を、アイルランドの貧困を解決するための主要な手段としては認めることはなかった。資源が完全に有効利用されているのではない限りそれは「本質的には母国からの富と強さの要素の抜き取り」であった (*How to Make Ireland Self-Supporting*, 25)。アイルランドにおいて、植民は、せいぜい「二次的な」資源であった (*A Plea for the Rights of Industry in Ireland*, 9)。彼は海外の植民ではなく "HOME COLONIZATION" に賛同したのである (*How to Make Ireland Self-Supporting*, 26)。

ここで重要になるのは、上に見たスクロウプの移民に対する見方の違い、すなわち、ブリテンからの移民に対する肯定的な見方とアイルランドからの移民に対する否定的な見方が、彼の自然権論と密接に関係しているという事実である。スクロウプは労働市場の供給過剰への解決策としてブリテンの労働者の自主的な移民には賛成した。しかしながら、アイルランドの貧民が植民地に移住することについては反対した。なぜならば、アイルランドにおいてはブリテンとは異なり耕作者の土地に対する権利は否定されているか全く安全なものではなく、人々の生活手段に対する権利は救貧法の欠如あるいは欠陥により不安定なものであったからである。「生まれた土地に生きるという人々の最上の権利」が保障されない限り移民は選択の問題とはならず、従って決して正当化されないものである (*Letters to the Right Hon. Lord John Russell*, 67)。

第2の論稿は、Isaac Butt's Criticism of Political Economy and the Theory of Rights (*History of Economic Thought* Vol. 64, No. 2, 2023)である。

バットの経済学的考察や政策提案には、多くの場合、レッセ・フェール批判が含まれていた。彼は一国の豊かさの指標は何が生産されたかではなく何が使用されているかであり、経済学の研究の「最も重要な点」は「富の分配」であるとした (*Protection to Home Industry*, 103)。そしてアイルランドにおいては、関税の引き下げや買い手と売り手の自由な交渉は、失業や飢餓の増大、そして地主による土地清掃をもたらしていた。バットは、レッセ・フェール原理がうまく機能する条件がアイルランドには存在しないという点を強調した。こうして彼は、保護関税や緊急の食糧供給、救貧法、そして土地法改革といった形で政府の介入を提案した。

こうしたバットの議論の根底には自然法学に基礎を置く権利論があった。彼は、すべての人々、とりわけ貧しい人々が、社会が彼らのために行いすることから恩恵を受ける権利を有するという点を繰り返し強調した。生まれた地に生きる権利は「生得権」であり (*Protection to Home Industry*, 103)、財産権との関係でいえばそれは「より先行する、より高次の権利」であった (*The Irish People and the Irish Land*, 28)。地主による土地清掃はこの権利と「社会契約」の侵害であった (*The Irish People and the Irish Land*, 77)。そうであるがゆえに、「法と財産とに反対し、自然的正義と自然権とを支持して、介入すること」は政府の義務となるのである (*The Irish People and the Irish Land*, 81)。

バットが「権利の言葉」を積極的に用いた経済学者の1人であるという事実は非常に興味深い。内田義彦によれば、自然法思想が経済学を生み出した後にはその「階級的トゥレーガー」の交代が生じ、自然権論は「ゴドウィンの無政府主義」を基礎づけていく (『増補 経済学の生誕』

p. 162)。また水田によれば、経済学成立の「槓桿的役割」を果たした自然法思想は主流派経済学には「不要」となり（『近代人の形成』p. 131; 『アダム・スミス研究』p. 354）、それをフランシス・プレイスのような「小市民急進主義がうけつぐ」こととなる（『社会主義思想史』p. 379）。しかしながら、バットを「ゴドウィン主義的無政府主義」者、あるいは「小市民急進主義」者と考えることは困難である。よく知られているように、バットは元々はアイリッシュ・トーリーであった。ホーム・ルール運動の指導者ではあったものの、それは急進主義的というよりはむしろ保守的国家主義だったのであり、より急進的なパーネルやダヴットに引き継がれると彼の「限られた政治的ヴィジョン」は「アイルランド史のゴミ箱」に捨てられたのである（Spence, J. 2001. Isaac Butt, Irish Nationality and the Conditional Defence of the Union, 1833–70. *Defenders of Union: A Survey of British and Irish Unionism since 1801*, 65）。

このように見ると、経済学成立以降の自然法思想の「トゥレーガー」、あるいは「権利の言葉」の話者は、これまで想定されていた以上に広範に存在していたと考えることができる。レッセ・フェール原理がうまく機能する限り、「市場の言葉」は「権利の言葉」の必要性を取り除く。しかしながら、私的所有に基づく社会的分業の生産性が社会の最下層の人々に日常の必需品を供給するのに失敗すれば、「市場の言葉」は説得的ではなくなる。これこそがまさにアイルランドで起こったことである。ここでは富者の財産権と貧者の生存権との対立が資本の生産力による富の増大によって緩和されることはなかった。バットは決して急進的な人物ではなかったが、アイルランドの貧困問題について論じる際には常に、「権利の言葉」を使用せざるを得なかった。アイルランドの経済的・社会的状況が、バットをして「権利の言葉」の話し手たらしめたのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Tomonori Isaka	4. 巻 Vol. 63, No. 2
2. 論文標題 Colonization and Ireland in G. P. Scrope's Political Economy	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 The History of Economic Thought	6. 最初と最後の頁 pp. 1-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.5362/jshet.63.2_1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tomonori Isaka	4. 巻 Vol. 64, No. 2
2. 論文標題 Isaac Butt's Criticism of Political Economy and the Theory of Rights	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 The History of Economic Thought	6. 最初と最後の頁 pp. 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 井坂友紀
2. 発表標題 アイザック・バットの経済学批判と権利論
3. 学会等名 経済学史学会第84回全国大会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------